

令和8年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ツキノワグマ)

令和8年 9月17日から
令和9年 3月31日まで

目 次

1	背景及び目的	p	1
2	対象とする指定管理鳥獣の種類	p	1
3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	p	1
4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	p	1
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	p	3
6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）	p	3
	（1）使用する猟法と規模	p	3
	（2）作業手順等	p	3
	（3）捕獲等した個体の放置に関する事項	p	5
	（4）夜間銃猟に関する事項	p	5
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	p	5
8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	p	5
	（1）住民の安全の確保のために必要な事項	p	5
	（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項	p	6
9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	p	6
	（1）事業において遵守しなければならない事項	p	6
	（2）事業において配慮すべき事項	p	6
	（3）地域社会への配慮	p	6

1 背景及び目的

本県には、下北半島保護管理ユニット、白神山地保護管理ユニット、北奥羽保護管理ユニット、北上山地保護管理ユニット及び監視区域である津軽半島地域が存在している。最新の個体数推定調査によると940頭から2,924頭（推定値1,614頭）が生息していると推定されている。

近年では、中山間地域の過疎化・高齢化、人家周辺に存在する放任果樹や耕作放棄地などの増加等により、ツキノワグマの市街地出没や農林業被害、人身被害等が発生し人との軋轢が増大している状況である。

本県では令和7年度に「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）」（以下「管理計画」という。）を策定し、科学的かつ計画的な管理対策を実施し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しながら、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図ることとしている。

本事業はその管理計画に基づき、「これまで生息していなかったクマの定着及び生息域の拡大による人との軋轢の発生防止に努めるため、クマを定着させない」ことを管理目標に掲げている津軽半島地域における捕獲圧の強化を目的に実施する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

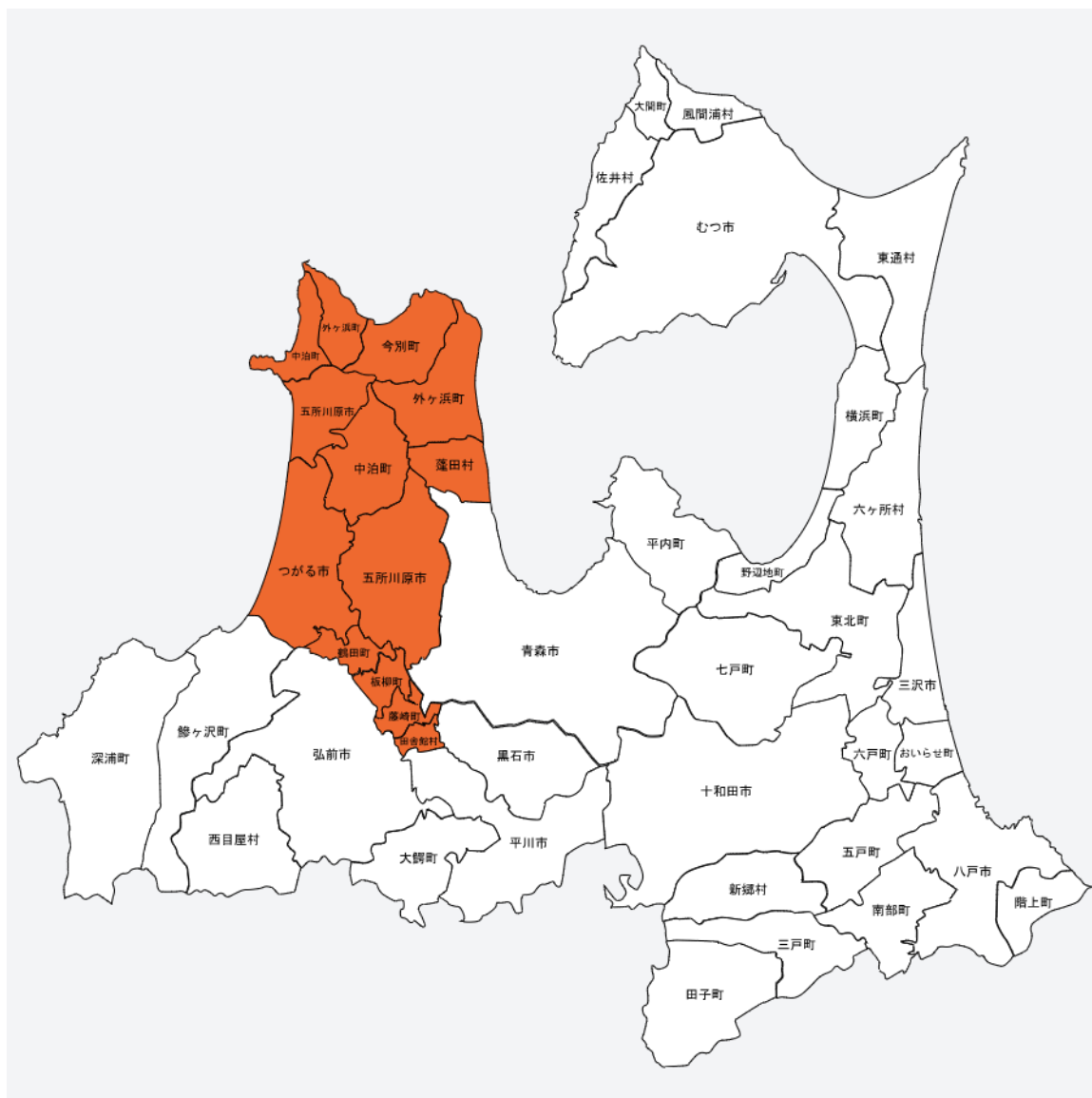
事業名	実施区域名	実施期間
指定管理鳥獣 捕獲等事業	津軽半島地域	(1) 事業期間 令和8年9月18日～令和9年3月19日 (2) 捕獲作業を行う期間 令和8年10月13日～令和8年12月15日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町村	選定理由	他法令等
津軽半島 地域	今別町 蓬田村 外ヶ浜町 五所川原市 つがる市 鶴田町 中泊町 板柳町 藤崎町 田舎館村	当該地域は、「これまで生息していなかったクマの定着及び生息域の拡大による人との軋轢の発生防止に努めるため、クマを定着させない」ことを管理目標としている一方、目撃情報が増加傾向にあり、熊の定着が懸念されていることから、今後の被害増加を抑制するために捕獲圧を強化する必要がある。	小泊鳥獣保護区、広瀬鳥獣保護区、丸屋形岳鳥獣保護区、屏風山鳥獣保護区、十三湖鳥獣保護区、津軽フラワーセンター鳥獣保護区、飯詰鳥獣保護区、権現崎鳥獣保護区、平滝沼鳥獣保護区、今別八幡宮鳥獣保護区、船岡鳥獣保護区、市浦鳥獣保護区、蟹田鳥獣保護区、三厩沢鳥獣保護区、梵珠鳥獣保護区、天狗鳥獣保護区、岩木川河口鳥獣保護区、田光沼鳥獣保護区、廻堰鳥獣保護区、芦野鳥獣保護区、七和鳥獣保護区、津軽国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域

【实施区域位置图】

■：実施区域



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

事業実施区域	捕獲目標
	指定管理鳥獣捕獲等事業
津軽半島地域	5 頭
合 計	5 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

（１）使用する猟法と規模

事業実施区域	使用する猟法
	指定管理鳥獣捕獲等事業
津軽半島地域	わな猟（箱わな） 銃猟（巻狩り、忍び猟）

※ 捕獲等の規模感については、受託者と調整の上、決定する。

（２）作業手順等

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとし、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」という。）と調整の上、決定する。

ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場代理人、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規程、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成し、県（以下「委託者」という。）へ提出するものとする。

イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施に当たって、委託者及び関係市町村と連携・協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。

ウ 捕獲等の実施

受託者はアで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

エ 捕獲従事者証の携行

捕獲従事者等は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

オ 安全管理

- ・ 受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規程を尊重し安全管理体制を構築するものとする。
- ・ 受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分に注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・ 受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急措置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告するものとする。
- ・ 受託者は捕獲作業に当たって、関係機関（国、県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

カ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・ 受託者は捕獲した個体を原則として食肉などに利活用する以外は全て回収し、法令に従って焼却処分又は埋設処分することとする。
- ・ 受託者は捕獲個体の食肉などを利活用する場合は、土地所有者とトラブルが無いよう事前に了承を得ることとする。

キ 錯誤捕獲の場合の対応

受託者はツキノワグマ以外の獣が捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシが捕獲された場合は、ツキノワグマの処理方法と同様の方法を取り、適切に処分するものとする。なお、ニホンジカ等が捕獲されることが十分想定される場合は、予めニホンジカ等についても捕獲許可を取得するものとする。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、作業者の安全を考慮して対応を決定する。また、錯誤捕獲された状況や個体情報について収集し、データとして積み上げる。

ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、特別天然記念物を所管する教育事務所及び環境省等と連携し、放獣に努める。

ク 捕獲情報の収集及び評価

- ・ 現場代理人は、捕獲個体について、別に定める調査様式（以下、捕獲調書）により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。
- ・ 併せて、捕獲個体から試料を採取し、捕獲調書とともに委託者に提出するものとする。なお、試料の採取方法等については、別紙のとおり。
 - ・ 現場代理人は、捕獲場所ごとに割り振られた個体番号を付け、巻尺等を当てて個体サイズが判別できるようにし、原則として、撮影者から見て捕獲個体の脚が下向きになり、その際、頭部が右側になる（右横腹が写る）状態で、捕獲個体に、

捕獲日をスプレー等でマーキングし、捕獲従事者が入った遠景と、捕獲個体のみの近景の写真を撮影するものとする。(捕獲個体の胴体に記入が困難な場合は、必要事項を記載した看板等を入れて撮影するものとする。)

- ・ 現場代理人は捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告するものとする。
- ・ 委託者は受託者から捕獲数や目撃数、場所などを記載した作業日報を収集するものとする。

ケ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報(捕獲数(オス・メス別、幼成獣別等)、目撃数、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等)を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出するものとする。

コ 効果の検証等

委託者は当事業の事業報告書や作業日報の分析、評価を行う検討会を設けることとする。検討会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの効果から、目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

(3) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない。

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等した場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置する必要性等について記載。

(4) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体	青森県
実施形態	委託
想定される委託先	認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 受託者は地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・ 受託者はわなを利用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 受託者は県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では捕獲を行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ 受託者は銃器の使用に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 受託者は連絡用無線機やドッグマーカ等無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 受託者は捕獲個体の食肉利用に当たって、食肉衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・ 受託者は国有林など捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。
- ・ 猛禽類等の鉛中毒被害を防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努める。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮することとする。
- ・ 鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。

(別紙)

＜試料採取方法及び送付方法＞

- ・ 採取する筋肉の部位は問わず、人間の手の小指第一関節程度の量を採取すること
- ・ 筋肉を採取する際に使用するナイフ等は、採取する度に必ず洗浄もしくは血を拭き取り使用すること（DNAの混在を防ぐため）
- ・ 採取した試料は、ジップロックなどの袋に入れて冷凍保管すること
- ・ ジップロックなどの袋には、捕獲日時や捕獲場所を明記すること
- ・ 捕獲した個体について、捕獲調書を必ず作成すること
- ・ 採取した試料を委託者に送付する際には、捕獲調書を必ず添付すること